

広報こまき「市民のコーナー」掲載基準

平成20年7月8日
20小企第298号

第1 この基準は市民同士の交流、情報掲載コーナーとして平成8年度から毎月1日号に掲載している「市民のコーナー」の掲載基準を定める。

第2 掲載対象は行政広報の公共性、公益性に鑑み、市民が交流できる活動及びイベントとする。また、次のものは掲載しないものとする。

- (1) 事業の営利につながる活動の宣伝を目的としたもの
- (2) 宗教的教育宣伝活動を目的としたもの
- (3) 政治的活動を目的としたもの
- (4) 個人宣伝を目的としたもの（個展などを含む）
- (5) 男女の交際に関するもの
- (6) 教育上不適切なもの、その他公序良俗に反するもの
- (7) 掲載意図及び内容が不明確なもの、その他掲載が不相当と認められるもの

第3 掲載内容を調製するため、特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワークに事務局を置く。

2 調製における確認事項は、次によるものとする。

- (1) 掲載団体は、原則市内で活動する団体で、その会員は主に市内在住者で構成されていること。
- (2) 連絡先は原則市内在住の個人であること。
- (3) 事業の収支内訳を明らかにする書面の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
- (4) 開催場所は、原則市内であること。ただし、活動場所（自然条件など）や施設が市内にない場合は、市及び事務局と協議の上、決定する。

第4 掲載の手続き等に関しては、次によるものとする。

- (1) 同一団体の掲載は、3か月以上の間隔を必要とする。
- (2) 掲載の手続きは、事務局で行うものとする。
- (3) 掲載の可否、掲載方法、掲載する号の最終決定は市及び事務局で協議の上、決定する。
- (4) 掲載の受付は、掲載を希望する号の属する月の2月前の初日から末日とする。ただし、窓口での受付は、初日が事務局の休業日となる場合には翌営業日からとし、末日が事務局の休業日となる場合には前営業日までとする。
- (5) 掲載内容に虚偽その他不正の手段等が判明した場合は、当該団体からの申請は今後一切受け付けないものとする。

附 則

この基準は、平成20年9月1日から施行する。

（附則一部省略）

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。